

佐賀市カラオケボックス設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、カラオケボックスの設置等に関し必要な指導を行うことにより、青少年の健全な育成を図るとともに、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カラオケボックス 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱の用に供する個室であつて、料金を受けて客に使用させるものをいう。
- (2) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (3) 建築主等 カラオケボックスの建築主、所有者又は営業者をいう。

(計画の公開)

第3条 建築主等は、カラオケボックスを設置しようとする場合においては、当該敷地の見やすい場所に設置計画の概要を記載した標識(様式第1号)を設置し、当該計画を公開しなければならない。

2 前項の標識の設置期間は、第5条の規定による協議を行う日の30日以上前から当該カラオケボックスの設置工事が完了するまでの間とする。

(計画の事前説明)

第4条 建築主等は、カラオケボックスを設置しようとする場合においては、近隣住民にその設置計画その他の事項(以下「設置計画等」という。)について説明を行わなければならない。

2 建築主等は、前項の規定による説明を行ったことを、次条に規定する協議の際に事前説明報告(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(事前協議)

第5条 建築主等は、カラオケボックスを設置しようとする場合においては、あらかじめ市長にその旨を申し出て、当該設置計画等について協議を行うものとする。

2 前項の協議は、カラオケボックス事前協議書(様式第3号)に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとし、カラオケボックスの設置について建築確認の申請をする場合にあつては、当該申請前に行うものとする。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図、2面以上の立面図及び断面図

(2) 営業時間その他営業に関する計画書

(3) その他市長が必要と認める図書

(構造設備に関する事項)

第6条 建築主等は、カラオケボックスの構造設備を次の各号に掲げる基準に適合するよう計画しなければならない。

(1) カラオケボックスには、次に掲げる要件に該当し、個室の内部が外部から容易に見通すことができる構造の窓を設けること。

ア 窓の大きさは、個室の床面積の20分の1以上であること。

イ 窓の材質は、透明なガラス等とすること。

ウ 窓の位置は、敷地内通路に面した壁面とすること。

エ 窓にはカーテンその他個室の内部の見通しを妨げる設備を設けないこと。

(2) カラオケボックスの出入口に内部から施錠ができる設備を設けないこと。

(管理運営の基準)

第7条 建築主等は、カラオケボックスの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 午後11時から午前4時までの時間に青少年を立ち入らせないこと。

(2) 未成年に対しては、酒若しくはタバコを提供し、又は持ち込ませないこと。

(3) 未成年の飲酒、喫煙、シンナーの吸引その他の非行行為を発見した場合は、直ちに中止させ、退出させること。

(4) 騒音を発生させないこと。

(5) その他近隣へ迷惑を及ぼさないこと。

(6) 管理運営に必要な人員を配置し、責任者を定めて管理体制を明確にしておくこと。

2 建築主等は、前項第1号から第5号までに掲げる事項に係る管理運営基準を当該カラオケボックスの敷地内及び各個室内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、この要綱の規定を遵守しない建築主等に対し、遵守するよう指導し、又は勧告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。